

障害者の移動支援施策再構築関連事業の現状について

障害者の移動支援施策再構築につきましては、25 年 4 月に「ガイドヘルプ事業」及び「ガイドボランティア事業」、10 月に「福祉特別乗車券」及び「福祉タクシー利用券」の改正を行いましたので、改正後の各制度の現状を報告します。

1 福祉特別乗車券（10 月 1 日改正） 10 月末時点

（1）年額 1,200 円（20 歳未満 600 円）の利用者負担金の導入に伴う交付状況

[これまで交付されていた方（50,937 人）で、負担金を納付し引き続き交付を受けた方]

・ 交付割合

84%（想定：約 90%）

・ 交付者数

42,790 人（想定：約 49,000 人）

（2）対象拡大した軽度知的障害児・者（愛の手帳 B 2 所持者）への交付状況

・ 申請勧奨した軽度知的障害児・者に対する交付割合

52.6%（想定：約 55%）

・ 交付者数

4,249 人（想定：約 5,000 人）

（3）総交付者数

・ 総交付者数

49,061 人（想定：約 53,500 人）

- ・ 利用者負担金の導入後の交付状況については、想定よりもやや低い交付割合ですが、これは福祉タクシー利用券への移行が一因として考えられる一方、今後もまだ交付を受けていない方の一定数が乗車券を取得すると見込まれます。
- ・ 対象拡大した軽度知的障害児・者については、他の要件で乗車券交付済みの方が多くいたため想定よりも少ない交付者数となりましたが、交付割合は想定に近く、利用ニーズに応えることができました。

2 福祉タクシー利用券（10 月 1 日改正） 10 月末時点

（1）対象拡大した精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者への交付状況

・ 申請勧奨した精神手帳 1 級所持者に対する交付割合

25.6%（想定：約 20%）

・ 交付者数

688 人（想定：約 500 人）

（2）1 か月に 7 枚の利用枚数制限の撤廃による利用状況

・ 月あたり利用枚数

10 月は 5.49 枚 <前年度平均より 2.47 枚増>（想定：月平均 3.27 枚 <前年度平均より 0.25 枚増>）

（3）経過措置対象者への交付終了状況（16 年度以前に、タクシー券交付に該当する身障手帳を 65 歳以上で取得した方）

・ 交付終了者数

1,892 人（想定：約 3,000 人） ※死亡・転出等を含めた精査の結果、約 1,000 人減

（4）総交付冊数

・ 総交付冊数

17,208 冊（想定：年度末時点約 18,000 冊） ※1 冊：84 枚×500 円

- ・ 対象拡大した精神手帳 1 級所持者については、福祉特別乗車券からの移行もあり、交付割合・交付者数ともに想定を超えており、タクシー利用のニーズに応えることができました。
- ・ 利用枚数制限の撤廃については、月あたりの利用枚数が増え、使いやすさが向上していると考えられますが、1 か月だけの状況であるため、引き続き利用実績の推移を見守っていきます。

3 ガイドヘルプ事業（4月1日改正）

(1) 新設した通学通所支援の利用状況等

- ・9月の利用者数

通学 149 人、通所 136 人 ※支給決定者数：通学 292 人、通所 196 人

- ・11月1日時点の通学通所支援登録事業所数

移動支援事業所 469 所のうち、240 所

(2) 48 時間から 30 時間への支給決定基準の見直しに伴う状況 9 月末時点

- ・4～9 月末までの支給決定更新者のうち、30 時間超の支給量での支給決定者数・割合
支給決定更新者 4,176 人のうち、402 人 (9.6%)

- ・月あたりの平均利用時間

13.02 時間 <前年同時期より 1.3 時間減>

- ・新設した通学通所支援については、利用者数は増加傾向にある一方で、支給決定者数との差が生じており、一因として、利用時間帯の集中等に伴うヘルパー不足が考えられます。
- ・支給決定基準の見直しについては、昨年同時期の 30 時間超の利用者が全体の約 1 割であったことに対し、見直し後の制度適用となった方で 30 時間超の決定となった方が約 1 割と、概ね必要な支給量で決定されています。

4 ガイドボランティア事業（4月1日改正） 9 月末時点

(1) 制度改正後の利用状況

- ・総利用回数

26,049 回[うち、集団見守り 3,001 回]

(前年同時期のガイドボランティア総利用回数 23,310 回)

(2) 制度改正後の登録者状況

- ・ガイドボランティア登録者数

1,015 人 (前年同時期：1,039 人)

- ・利用登録者数

869 人 (前年同時期：981 人)

- ・現段階では、前年と比べ利用状況や登録者状況はほぼ横ばいであり、制度利用及びガイドボランティア確保に向けた働きかけを、引き続き行っていきます。

障害者の移動支援施策再構築に係る制度改正内容

【福祉特別乗車券（10月1日改正）】

	～25年9月30日	25年10月1日～
交付対象要件 (障害者手帳)	身体障害者手帳（1～4級） <u>愛の手帳（A1～B1）</u> 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）	⇒同左 ⇒ <u>軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者） にも拡大</u> ⇒同左
利用者負担金	<u>なし</u>	⇒ <u>年額1,200円（20歳未満600円）</u>

【福祉タクシー券（10月1日改正）】

	～25年9月30日	25年10月1日～
交付対象要件	①身体障害者手帳1・2級 （内部・視覚・下肢・体幹）	⇒同左
	②知能指数35以下 又は愛の手帳A1・2	⇒同左
	③身体障害者手帳3級（内部・ 視覚・下肢・体幹）かつ知能 指数50以下または愛の手帳B1	⇒同左 ⇒ <u>精神障害者保健福祉手帳1級所持者にも拡大</u>
	<u>※施設入所者は対象外</u>	⇒ <u>施設入所者にも拡大</u>
利用枚数制限	1乗車7枚、 <u>1か月ごとに7枚まで</u>	⇒ <u>1か月ごとの利用枚数制限を撤廃</u>
経過措置終了	<u>※平成17年4月1日以降に①の</u> 身体障害者手帳を65歳以上で 受けた方は対象外	⇒ <u>①の身体障害者手帳を65歳以上で受けた方は 対象外</u>

【ガイドヘルプ(4月1日改正)】

	～25年3月31日	25年4月1日～
派遣内容	<p>「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上不可欠な外出（日用品の買物等） ・社会参加の為の外出（余暇活動等） <p>「日常必要外出」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上不可欠な外出（日用品の買物等） 	<p>⇒同左</p> <p>⇒「<u>日常必要外出</u>」は廃止（経過措置あり）</p> <p>⇒「<u>通学通所支援</u>」の新設</p>
対象者	<p>「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級の全身性（最重度の身体）障害児・者 ・身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者 ・知的障害児・者 ・精神障害児・者 <p>「日常必要外出」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～3級の身体障害者 	<p>⇒「移動介護」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1～2級の<u>3肢以上の機能障害を有する</u>障害児・者とする要件緩和 ・<u>身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者は「同行援護」へ移行のため対象外</u> <p>⇒同左</p> <p>⇒同左</p> <p>⇒「<u>日常必要外出</u>」は廃止（経過措置あり）</p> <p>⇒「<u>通学通所支援</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害1～2級の視覚障害児・者 ・移動介護の対象者
支給量	<p>「移動介護」基準48時間</p> <p>「<u>日常必要外出</u>」必要時間（最低限）</p>	<p>⇒「<u>移動介護</u>」「<u>通学通所支援</u>」合計で基準30時間</p> <p>⇒「<u>日常必要外出</u>」は廃止（経過措置あり）</p>

【ガイドボランティア(4月1日改正)】

	～25年3月31日	25年4月1日～
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級の視覚障害児・者 ・1～2級の全身性（最重度の身体）障害児・者 ・知的障害児・者 ・精神障害児・者 <p>※通学のみ知的・精神障害児に準ずる者</p>	<p>⇒1～<u>6</u>級の視覚障害児・者</p> <p>⇒1～<u>6</u>級の<u>肢体不自由</u>障害児・者</p> <p>⇒同左</p> <p>⇒同左</p> <p>⇒知的・精神障害児に準ずる者は<u>不可</u></p>
外出の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用（通院、日用品の買物等） ・通所利用 ・通学利用 	<p>⇒一般利用に<u>余暇活動</u>を追加</p> <p>⇒同左</p> <p>⇒同左</p> <p>⇒<u>集団見守り（特別支援学校・養護学校の登下校経路での見守り）</u>の新設</p>
福祉有償運送との併用	可	⇒ <u>不可</u>
奨励金	<p>「一般」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身性障害児・者：1,900円 ・視覚・知的・精神障害児者：1,450円 <p>「通所・通学」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500円＋交通費（上限800円） <p>※障害に関わらず一律</p>	<p>⇒「<u>一般・通学・通所・余暇共通</u>」 500円</p> <p>※ただし、交通費が発生する場合は1,000円</p> <p>「<u>集団見守り</u>」 500円</p>
利用制限	「一般・通所のみ」合計月12回まで	⇒ <u>月ごとの利用制限を撤廃</u>